

住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しについての承認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第9条第2項の規定により、住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しについて承認を受けたく、下記のとおり申請します。

平成 年 4月 日

届出時の免許証番号 京都府知事()第 号
商号又は名称 株式会社
郵便番号 -
主たる事務所の所在地 府 市 町 丁目 番号
氏名 京都 太郎 印
電話番号 - -
ファクシミリ番号 - -

免許を受けた行政庁
・ 都道府県知事
・ 地方整備局長

京都府知事

殿

記

基準日は、毎年3月31日と9月30日

1 基準日 平成 年 3月 31日

2 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ 268,800,000円

3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

ロ 268,000,000円

4 3の基準額を超えることとなった額

イ - ロ = 800,000円

5 取戻しをしようとする住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
法務局	平成 年 月 日	第 号	300,000円
			(計)八 300,000円

(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
法務局	平成 年 月 日	第 号		第20回	105-110	5枚	10万円券	500,000円	90%	450,000円
国債証券：100%、 地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券：90% 上記以外：80% 割引債については発行価額に別途の算式による額を加え ~ を適用										
								(計) 500,000円		(計)二 450,000円

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ホ

(4) 取戻しをしようとする住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

八 + 二 + ホ =	750,000円
-------------	----------

注 5(2)の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。